

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う
厚生労働省関係告示の整備に関する告示の制定に際し、
意見公募手続を実施しなかった理由について

令和5年4月7日
厚生労働省

今般制定された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(令和5年厚生労働省告示第171号)は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号)等の規定について所要の改正を行うものであり、行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法(平成5年法律第88号)(抄)

(意見公募手続)

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 (略)

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：社会・援護局総務課女性支援室